

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都台東区柳橋一丁目14番6号  
氏名 コスモ理研株式会社  
代表取締役 山内 一真

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

越谷市長 福田 晃



許可の年月日 令和5年9月14日

許可の有効年月日 令和10年6月30日

## 1. 事業の範囲

(1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を含む。）

(2) 取り扱える特別管理産業廃棄物の種類

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、廃酸（pH2.0以下のものに限る。）、  
廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。）、感染性産業廃棄物、廃油（※）、  
汚泥（※）、廃酸（※）、廃アルカリ（※） 以上8種類

(3) 積替え保管できる特別管理産業廃棄物の種類

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、廃酸（pH2.0以下のものに限る。）、  
廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。）、感染性産業廃棄物、廃油（※）、  
廃酸（※）、廃アルカリ（※） 以上7種類

※ 特別管理産業廃棄物の種類に（※）の表示のあるものについては、特定有害産業廃棄物に限り、含まれる有害物質については裏面別記1のとおりとし、当該廃棄物を処分するために処理したものを含む。

## 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

施設等の所在地

埼玉県越谷市大字恩間新田字宮前70番3の一部、70番4、105番2の一部、105番3、  
105番5、112番2 以上6筆（面積286.25㎡）に限る。

保管施設の概要は、裏面別記2のとおり

## 3. 許可の条件

なし

## 4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	内容
平成5年7月1日	指令中環第7-16号	新規許可
平成9年5月14日	指令中環第9-1号	変更許可
平成18年3月3日	指令廃指第2328号	変更許可（「除く」から「含む」への変更）
平成30年8月28日	指令産廃第10号	更新許可
令和5年9月14日	指令廃第2号	更新許可

## 5. 積替え許可の有無 有・無

市名

許可番号

## 6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

## 備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

## 別記1

## 特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。(表中「○」は「積替え保管を除く。」で扱うことができるもの、「●」は「積替え保管を含む。」で扱うことができるもの、「-」は扱うことができないものを示す。)

有害物質	廃棄物名	指定下水汚泥	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物		-	-	-	-	-	○	●	●
カドミウム又はその化合物		-	-	-	-	-	○	○	○
鉛又はその化合物		-	-	-	-	-	○	○	○
有機リン化合物		-	-	-	-	-	○	○	○
六価クロム化合物		-	-	-	-	-	○	●	●
砒素又はその化合物		-	-	-	-	-	○	○	○
シアン化合物		-	-	-	-	-	○	●	●
ポリ塩化ビフェニル		-	-	-	-	-	-	-	-
トリクロロエチレン		-	-	-	-	○	○	○	○
テトラクロロエチレン		-	-	-	-	○	○	○	○
ジクロロメタン		-	-	-	-	●	○	●	●
四塩化炭素		-	-	-	-	○	○	○	○
1,2-ジクロロエタン		-	-	-	-	○	○	○	○
1,1-ジクロロエチレン		-	-	-	-	○	○	○	○
シス-1,2-ジクロロエチレン		-	-	-	-	○	○	○	○
1,1,1-トリクロロエタン		-	-	-	-	○	○	○	○
1,1,2-トリクロロエタン		-	-	-	-	○	○	○	○
1,3-ジクロロプロペン		-	-	-	-	○	○	○	○
チウラム		-	-	-	-	-	○	○	○
シマジン		-	-	-	-	-	-	-	-
チオベンカルブ		-	-	-	-	-	○	○	○
ベンゼン		-	-	-	-	○	○	○	○
セレン又はその化合物		-	-	-	-	-	○	○	○
1,4-ジオキサン		-	-	-	-	-	-	-	-
ダイオキシン類		-	-	-	-	-	-	-	-

## 別記2

## 保管施設の概要

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限
廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。) 以上1種類	1.5㎡	0.5m (屋内)	0.2m <sup>3</sup> (20Lポリタンク×4個、 52L段ボール×1個)
廃酸(pH2.0以下のものに限る。) 以上1種類	1.5㎡	0.5m (屋内)	0.2m <sup>3</sup> (20Lポリタンク×4個、 52L段ボール×1個)
廃アルカリ(pH12.5以上のものに限る。) 以上1種類	1.5㎡	0.5m (屋内)	0.2m <sup>3</sup> (20Lポリタンク×4個、 52L段ボール×1個)
感染性産業廃棄物 以上1種類	20.4㎡	2.0m (屋内、冷蔵 庫)	24.4m <sup>3</sup> (25Lポリ容器×399個、 40Lポリ容器×50個、 45L段ボール×266個、 20Lポリタンク×18個)
廃油(ジクロロメタンを含むものに限る。) 以上1種類	0.7㎡	0.5m (屋内)	0.1m <sup>3</sup> (20Lポリタンク×1個、 52L段ボール×1個)
廃酸(水銀又はその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物及びジクロロメタンを含むものに限る。) 以上1種類	0.7㎡	0.5m (屋内)	0.1m <sup>3</sup> (20Lポリタンク×1個、 52L段ボール×1個)
廃アルカリ(水銀又はその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物及びジクロロメタンを含むものに限る。) 以上1種類	0.7㎡	0.5m (屋内)	0.1m <sup>3</sup> (20Lポリタンク×1個、 52L段ボール×1個)

(以下余白)